

平成29年（フ）第120号 破産申立事件

破産者 株式会社エマルシェ

## 財産状況報告集会における破産管財人の報告書

平成29年10月16日

仙台地方裁判所 第4民事部 御中

破産管財人 齊 藤 睦 男  
同 阿 部 弘 樹



頭書破産事件について、破産に至る事情、破産会社及び破産財団に関する経過及び現状等について報告します。

### 第1 破産会社の概要及び破産手続開始決定に至った事情

#### 1 破産会社の沿革

さくら野百貨店仙台店は、戦後間もないころから「丸光百貨店」の名称で仙台駅前の地で営業されてきた歴史と伝統のある百貨店であった。

破産会社の法人としての出自となる株式会社百貨店連合は、昭和53年3月に株式会社ニチイ（その後「株式会社マイカル」）の支援を受けて設立され、その後株式会社ダックシティ（昭和60年3月）、株式会社ダックビブレ（平成10年2月）と商号を変更し、併せて百貨店の呼称も変更しながら同地で営業を続けてきた。

ところが、平成13年9月、破産会社の親会社であった株式会社マイカルの民事再生申立てに伴い、破産会社も東京地裁に民事再生を申立て、事業再建を

目指した。平成14年9月、商号をさくら野百貨店に変更し、保有する東北地方の各百貨店を「さくら野百貨店」と名称変更して、営業を継続した。

平成17年4月、株式会社さくら野百貨店を、

- ①さくら野百貨店仙台店を運営する会社（破産会社）
- ②同仙台店の資産を所有するさくら野DEPT仙台株式会社（現合同会社）
- ③さくら野百貨店のうち仙台店以外の各店舗を運営するさくら野東北株式会社の3社に会社分割を実施した。この会社分割により、破産会社は、さくら野百貨店仙台店1店舗の運営を担う株式会社となった。

そして、平成22年8月、破産会社は商号を「株式会社エマルシェ」と変更した。

## 2 破産手続開始に至った事情

バブル経済崩壊後のデフレ状況にあつて、既に「ダックビブレ」の時代から百貨店事業一般が厳しい経営環境におかれていた。

仙台市内の状況をみるに、デフレ経済を反映して郊外にはアウトレット店舗が開店し、また、仙台駅前では新設商業ビルに多数の店舗が開業し、破産会社の有力テナントも移転した。仙台市内の既存百貨店はリニューアルを随時行うなどして、顧客離れ対策をとってきた。

このような経過の中で、破産会社は、民事再生手続の影響等もあり、金融支援を受けるにも限界があつて、上記デフレ環境下の店舗競争に同一レベルの力で対応することができなかった。

破産会社は平成18年2月期から慢性的な営業赤字状態となり、加えて平成23年3月の東日本大震災による一時的な営業停止などの影響もあつて、平成26年2月期には約3億5800万円の当期損失を、平成27年2月期には約3億9200万円の当期損失を、平成28年2月期には約5億3800万円の当期損失をそれぞれ計上し、経営状況そして資金繰りが厳しい状況が続いた。取引先への支払いを行うためには、賃料の減額等を要請せざるをえず、そのし

わ寄せは主に百貨店の建物賃貸人（複数名）に及んだ。

破産会社は、従業員やテナントへの影響、そして地域経済への影響を回避すべく、経費削減や魅力あるテナントの開拓等にも努めてきたが、上記のような慢性的な赤字状態での営業ではそれにも限界があった。そこで、破産会社は、公平な清算手続きを行うために、平成29年2月26日をもって事業を停止し、翌27日破産申立てに至った。

上記申立てを受け、平成29年2月27日午前9時30分仙台地方裁判所より破産手続開始決定が出され、当職らが破産管財人に就任した。

## 第2 破産手続開始決定時における財団の状況

別紙財産目録（兼貸借対照表）に記載のとおりである。

## 第3 破産財団の経過と現状

別紙収支計算書に記載のとおりである。

## 第4 配当に関する見通しと今後の方針

従業員及びテナント各位等のご協力により、商品の保全・搬出・売却等を別条なく行うことができ、平成29年6月末日をもってさくら野百貨店仙台店の管理を建物所有者団に移行した。また、破産会社の資産についても換価・回収業務は概ね終了している。

現在、建物所有者及び元転借テナントと破産財団との各債権債務の処理について協議・交渉を鋭意進めている。今後、協議がまとまり、建物所有者及び元転借テナントと破産財団との間の債権債務が確定すれば、管財業務は概ね終了となる。

ところで、破産手続においては、破産法上、

①：破産手続の管理・換価・配当に関する財団債権

②：①以外の財団債権

③：優先的破産債権

④：一般破産債権

の順番で支払いがなされるが、本件破産手続においては、このうち上記①及び②（公租公課・労働債権・破産手続開始決定後の原因に基づく債権等のうち一定のもの）の合計額が、最終的に形成される破産財団の総額を上回ることが見込まれ、そのため、①及び②の一部までが支払われるにとどまり、③及び④への弁済は見込まれない。すなわち、一般破産債権に対する配当はないものと予想される（それゆえ債権届出と債権調査は行われていない）。

可及的速やかな破産手続の結了に向けて、管財人として鋭意残務を遂行していく所存である。

以 上

財産目録(兼貸借対照表)

平成29年10月16日

破産管財人 寺 藤 陸 男

破産管財人 阿 部 弘 樹

Tel 022-223-2905 / Fax 022-223-2915

1 資産の部

(平成29年10月3日現在の換価状況)

No.	科 目	評 価 額 (円) (申立書記載額)	回 収 額 (円)	備 考	残 務
1	現金	145,730,214	201,014,431		
	① 引継予納金		9,986,803		
	② 引継現金	145,730,214	48,234,500	店舗保管現金	
			5,710,249	#	
			135,730,214	代理人引継予納金	
③ 印紙・切手	—	42,815	小口現金報告分		
2	預金口座	6,186,559	140,101,818	換価完了	
3	有価証券(株・出資金・ゴルフ会員権)	4,682,612	5,656,018	換価完了	
4	保険	—	1,300,110	換価完了	
5	車両	0	0	リース車であり、全て引き上げ済み	
6	商標権 商標「emarche」登録番号5376742	金額不明	0	無価値・換価不能 破産財団より放棄	
7	売掛金	金額未確定	112,391,457	換価継続中	○
8	未収入金	7,054,000	40,000	換価継続中	○
9	営業差入保証金	60,473,309	28,462,012	換価完了	
10	電話加入権 全42回線	—	0	ほとんどの回線で未払料金の破産債権が存在し売却不可	
11	商品券発行保証金 金40,000,000円	—	0	換価未了	○
12	店舗敷金 合計647,105,448円	—	0	原状回復費用について協議中	○
13	社宅敷金 合計695,800円	—	642,800	換価完了	
14	賃料・水道光熱費	—	29,386,127	賃料の精算金について一部のテナントと交渉中	○
15	在庫食品	—	6,150,000	換価完了	
16	在庫商品	—	20,692,340	換価完了	
17	動産・什器備品類	—	248,300	換価完了	
18	その他 修理加工代金等	—	726,777	換価完了	
	資産総合計	224,126,694	546,812,190		

2 負債の部

(平成29年10月3日現在の支払状況)

No.	科 目	評 価 額 (円)	支 払 額 (円)	備 考	残 務
1	財団債権	539,672,325	0		
	① 公租公課	31,962,328			○
	② 労働債権(退職金 労働者32名)	30,512,467			○
	③ 賃料相当損害金	377,197,530			○
	④ その他額未確定ながらも今後見込まれる財団債権	100,000,000			○
2	優先債権 労働債権(退職金 労働者32名)	139,293,533	0		○
3	一般債権 債権者数512名	3,091,897,029	0		○
4	劣後債権 未確定	未確定	0		○
	負債総合計	3,770,862,887	0		

## 収 支 計 算 書

平成29年10月16日

破産管財人 齊 藤 睦 男

破産管財人 阿 部 弘 樹

Tel 022-223-2905 / Fax 022-223-2915

1 収入の部 金 546,813,213 円

No.	科 目	金 額 (円)	備 考
1	現金・印紙・郵券	201,014,431	財産目録(兼貸借対照表)のとおり
2	預金口座	140,101,818	〃
3	有価証券(株・出資金・ゴルフ会員権)	5,656,018	〃
4	保 険	1,300,110	〃
5	車 両	0	〃
6	商標権	0	〃
7	売掛金	112,391,457	〃
8	未収入金	40,000	〃
9	営業差入保証金	28,462,012	〃
10	電話加入権	0	〃
11	商品券発行保証金	0	〃
12	店舗敷金	0	〃
13	社宅敷金	642,800	〃
14	賃料・水道光熱費	29,386,127	〃
15	在庫食品	6,150,000	〃
16	在庫商品	20,692,340	〃
17	動産・什器備品類	248,300	〃
18	その他	726,777	〃
19	預金利息	1,023	
	合 計	546,813,213	

2 支出の部 金 146,005,789 円

No.	科 目	金 額 (円)	備 考
1	財団債権		
	①公租公課	0	
	②労働債権等	0	
	③補助者報酬	5,838,671	管財人補助者113名
	④補助者報酬金に係る源泉徴収税	312,815	
	⑤学生服事業譲渡契約に基づく支払	22,562,467	
	⑥建物管理費 水道光熱費等継続使用料金	91,397,408	さくら野百貨店仙台店の建物の管理費、水道光熱費等
	⑦誤入金の返金	117,284	
	⑧動産移転費用	15,111,396	
	⑨寄託金賃料返還金	9,637,884	
⑩その他諸費用	1,027,864		
2	最後配当金	0	
3	管財人報酬	0	
4	管財事務費用	0	管財人立替金205,545円
	合 計	146,005,789	

3 差引残高 金 400,807,424 円